

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)
地域名 (地域内農業集落名)	岩岡地区 (西脇集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月15日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現在、西脇地区では、主食用水稻(キヌムスメ キヌヒカリ コシヒカリ)やキャベツ栽培を中心に、カリフラワー、ブロッコリー、ケール、レタス、ごぼう、にんじん、じゃがいも、ほうれん草などの野菜類に加え、いちじく、みかん、いちご等の果物、コスモス等の花類を生産している。

・後継者がいない、継がせられないと考える世帯も多く、今後耕作ができなくなる農地が増えてくることも予想される。

・ため池の草刈り・清掃などの共同作業や水利や農会などの役員の負担について、高齢化により、この先、数年以降の適正管理体制にも懸念が生じている。

・区画整理から50年ほど経過し、パイプラインの経年劣化の不安も生じている。

・不整形かつ小さい農地が多く、効率的な営農の障壁となっている。

・市街化区域と隣接することから、犬の散歩マナー違反や大型車両の往来が多く、営農上の支障をきたしている。

・アライグマやイタチ、ヌートリア、ヒヨドリの被害が目立ってきている。捕獲かごを設置しても十分な効果を上げられない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・現在生産している水稻、野菜、果物、花類の生産に継続的に取り組みつつ、より高収益な作物やBEKOBÉ農産物の取り入れについても検討する。

・必要に応じ共同作業の内容を見直し、共同作業があっているものとそうでないものに仕分けしたり、地域外の耕作者には慣れるまでの世話をするなど、適切で持続的な地域農業を検討する。

・耕作を続けられなくなった方の農業機械や果樹などを再活用し、コストを抑えた営農を検討する。

・電柵補助事業の活用や効果的な捕獲方法の模索など有害鳥獣対策に取り組む。

・農家ではない周辺住民などに、農業インフラの大切さを伝えたり、農業への関心を高める体験提供など農業への理解を深めてもらう取り組みを取り入れることでマナー向上や地域消費へつなげる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	39.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	39.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・不整形な小面積農地は段階的に集約化を図り、効率的な農地を確保していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・営農の継続性の高さや人物像などを確認できるような形で、必要に応じて農地バンクを活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・営農組合の設立や法人化は難しいが、グループ単位で引き受けや人手が必要な作業時に協力し合うことができる多様な農業経営体制を検討する。
・大学などの研修を受け入れて、より将来的な担い手との関係構築を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じて、草刈りや耕作等の作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。